

# 令和8年教育委員会第4回臨時会会議録

開会日時 令和8年3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午前 11時53分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂  
同職務代理者 久保 洋子  
委 員 壺内 明  
委 員 谷部 憲子  
委 員 井口 信二  
委 員 田中 健

## 議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

開会宣言 教育長 市川 茂 午前11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 11時00分

○**教育長** おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

まず、本日、傍聴の申出はございませんが、本日の議案第33号につきましては人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第33号につきましては非公開といたします。

本日の議事の進行ですが、議事日程を変更し、まず非公開案件である議案第33号を上程し、その後議事日程に記載の順序で進めてまいりたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が14件、報告事項等が4件でございます。

それでは、議案第33号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」を上程いたします。教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第33号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」ご説明申し上げます。

まず、初めに「提案理由」でございますが、教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

別添のとおり、教育委員会事務局管理職員の人事異動を発令いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、人事異動の資料をご覧ください。

まず、1でございます。令和8年4月1日付で、次の職を命ずるものでございます。(1) 課長級でございます。教育委員会事務局学校教育推進担当課長は、駒形康弘。現職は政策経営部政策企画課・係長でございます。続いて、教育委員会事務局地域教育課長は、寒川正敏。現職は地域振興部戸籍住民課長でございます。

続きまして、その下、2でございます。こちらは、「令和8年3月31日付けで、次の職を免ずる」ものでございます。(1)「課長級」でございます。教育委員会事務局学校教育推進担当課長、江川泰輔は、新任職・地域振興部戸籍住民課長でございます。続きまして、教育委員会事務局地域教育課長、高橋裕之は、新任職・福祉部西生活課長でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 33 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、非公開とした案件を終了いたします。

次に、議案第 20 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第 20 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

こちらの「提案理由」でございますが、組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。左が現行のもの、右が改正案となっております。改正部分につきまして、下線を付してございます。

文化芸術に関する区の窓口を集約し、業務を文化国際課に移管することに伴いまして、第 4 条の表、生涯学習課の部、生涯学習係の項中第 2 号の「文化・芸術に関すること」を削りまして、同項第 3 号を第 2 号に改めるものでございます。

また、下の付則に記載してございますとおり、この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 20 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 20 号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第 21 号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第 21 号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

こちらの「提案理由」でございますが、区立小学校及び中学校に勤務する学校医等の報酬の額を勤務する学校の在籍者数に応じたものとするほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

具体的には、下に記載してございますとおり、別表の区立小学校と、双葉中学校を除きます

区立中学校の部につきまして、学校医は在籍者数 400 人未満の学校に勤務する者について、月額 4 万 8,000 円に、400 人以上 600 人未満の学校につきましては、月額 4 万 2,900 円に、600 人以上の学校につきましては、月額 4 万 4,900 円といたします。

学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻科医につきましては、400 人未満の学校に勤務する者を月額 3 万 5,000 円、400 人以上 600 人未満の学校につきましては月額 3 万 6,800 円、600 人以上の学校につきましては月額 3 万 8,500 円といたします。学校薬剤師は月額 1 万 9,400 円、精神科医は月額 4 万 2,500 円といたします。

また、別表青少年委員の項及びスポーツ推進委員の項中 9,200 円を 10,000 円に改め、同表に学校運営協議会委員の報酬、月額 1,000 円を追加いたします。

おめくりいただきまして、付則でございますが、こちらの規則につきまして、令和 8 年 4 月 1 日から施行する旨を記載してございます。

次ページ以降、ただいまご説明申し上げた内容につきまして、改正箇所をお示しした新旧対照表を添付してございます。

こちらについての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 21 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 21 号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第 22 号「葛飾区教育委員会が定める個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第 22 号「葛飾区教育委員会が定める個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

まず、「提案理由」でございますが、葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正に伴いまして、住登外者宛名番号管理機能を用いた住登外者の情報の管理に関する事務及び住登外者宛名情報を用いる各事務に関し、必要な事項を定めるほか、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては新旧対照表をつけてございますので、そちらをご覧ください。まず初めに、若干の補足をさせていただきたく存じます。こちらの住登外者でございますけれども、こちらは本区に住民登録がない方で、本区で地方行政サービスを行うに当たり、記録する必要がある方でございます。ただいま国におきまして業務システムの標準化を進めてございまして、

その中で住登外の方につきましては、住登外宛名番号を付し、管理することとなっていることから、このたび区で条例改正を行いまして、それに伴い、教育委員会の規則についても改正を行うというものでございます。

それでは、新旧対照表の内容でございます。初めに、改正案の第3条でございますが、区の条例においては個人番号を利用することができる事務について、教育委員会規則で定める者としているところでございます。本規則において住登外者の情報の関する事務ということで定めているものでございます。

第5条では、第1項で生活保護の要保護者と非保護者の、第2項では中国残留邦人の方の、おめくりいただきまして、2ページ、第3項では生活に困窮している外国人の方の、それぞれ学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する情報、または住登外者宛名情報について、特定個人情報として提供できる旨を記載してございます。

最後、付則といたしまして、こちらの規則につきまして、交付の日から施行とする旨を記載してございます。

こちらについての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第22号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第22号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第23号「葛飾区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第23号「葛飾区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

「提案理由」でございますが、葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の改正に伴い、オンラインにより行うことができる手続を拡大するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、2枚おめくりいただきまして、後ろにつけてございます新旧対照表の1ページをご覧ください。例えば、第3条第1項でございますけれども、左側の現行のものと、「使用して」としているところを「使用する方法により」と改めているほか、第1号の部分では「教育委員会等」としていたところについて、具体的な記載に改めるなどの文言の修

正・整備を行ってございます。

2ページにお進みいただきまして、中ほどの少し下になります「7」と書かれているところでございますが、第3条第7項になります。こちらは、他の条例等で手数料の納付方法が定められているものについて、オンラインで行うことができるようにすること。また、その下の第8項におきましては、申請等をする場合において、オンラインによらず、対面により本人確認や書類の原本確認等をする場合について記載をしてございます。

おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。改正案の欄に「3」と書かれてございますところ、こちらが第4条第3項になりますけれども、処分通知をオンラインで行う場合の相手方の同意について記載をしてございます。

さらに、その下、第4項では、現行では「その他の措置」としていたところを具体的な記載に改めたほか、第5項では、申請の場合と同様に、処分通知についてオンラインによらず、対面による本人確認や書類の原本確認等をする場合について記載をしてございます。

3ページの一番下、第7条においては、申請等の添付書面が必要とされている場合について、必要な情報を個人番号カードの利用や連携システム等により、入手・参照できる場合につきましては、教育委員会が別に定めることにより、添付書面を省略できる旨を記載してございます。

最後、4ページでございます。付則といたしまして、こちらの規則につきまして、令和8年4月1日からの施行とする旨を記載してございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第23号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第23号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第24号「葛飾区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第24号「葛飾区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明申し上げます。

「提案理由」でございますが、照明設備を設置した校庭の夜間使用について、インターネットを利用した申請を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。左が現行のもの、右が改正案と

なってございます。

こちらにつきまして、若干補足をさせていただきたく存じます。現在、夜間の校庭の開放につきましては、公共施設予約システムというシステムで利用団体を決めている学校が4校ございます。それ以外の学校につきましては、基本的には利用調整会議という会議の場で使う時間帯等を話し合った上で決めているところでございますけれども、システムで利用団体を決めている学校につきましては、注意事項の周知がなかなか難しいといった課題もございましたので、このたび、利用調整会議という会議で使用する時間を話し合っただけで決める方式に変更をするものでございます。

新旧対照表の右側、改正案をご覧ください。使用の承認等に係る規定でございます第7条第3項中、「もの」の次に「(以下『使用者』という。)」を、「同項」の次に「の規定」という文言を加えますとともに、校庭の夜間使用におけるインターネットを利用した申請について定めておりました第7条の2を削除いたします。

また、おめくりいただきまして、3ページでございます。使用承認の変更・取消しについて規定しておりました第8条につきまして、第1項中、「第7条第1項及び前条第7項の規定により使用の承認を受けたもの(以下『使用者』という。)」の部分で「使用者」に改めますとともに、第1項及び第2項の「インターネットを利用して申請し、又は」を削りまして、第8条2の「前3条」を「前2条」に改めるという内容のものでございます。

こちらについての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第24号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第25号「葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第25号「葛飾区教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について」をご説明申し上げます。

こちらの「提案理由」でございますが、先ほど議案第23号でご審議をいただきました葛飾区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の改正に伴い、メール等を利用して公文書を送信する場合における電子署名の付与に関して所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。左が現行、右が改正案でございます。右側の改正案でございますが、公印及び電子署名等の第29条の部分に新たに第3項を加えるものでございます。

内容といたしましては、第1項におきまして、公文書には「公印を押印しなければならない」としておりますところ、第3号本文におきまして、「電子メールにより公文書を送信するときは」「電子署名等を行わなければならない」旨を、そしてただし書において、先ほどご審議いただきました、葛飾区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の第4条第2項ただし書に規定する場合、また文書により公文書を施行する場合に、公印の押印を要しないものについてはこの限りではない旨を記載してございます。

こちらについての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第25号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第25号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第26号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** 議案第26号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

まず、資料につきまして、上から議案、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございますが、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴い、小・中学校における主任教諭を学校教育法上の主務教諭に位置付けるほか、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

「改正内容」につきまして、2点ご説明いたします。1点目は、小・中学校における主務教諭の設置となります。学校教育法の改正により、令和8年度より学校の教育活動に関し、教職員間での総合的な調整を担う主務教諭が創設されました。これに係る東京都における方針として、都内の公立学校では法改正に伴い、現行、法で規定する教諭のうち、特に高度の知識または経験を必要とする教員として規定している主任教諭を法で規定する主務教諭として取り扱い、名称は主任教諭を維持する旨が区市町村教育委員会に通知されました。公立学校における職の設置は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条において、組織編制等、管理運営の基本的事項は教育委員会規則により定めることとされております。したがって、本区の小学校及

び中学校の都費教育職員においても、本規則を改正し、現行の主任教諭を学校教育法で規定する主務教諭として取り扱えるよう、本規則の主任教諭に係る定義の箇所を改正いたします。

なお、幼稚園の区費教育職員につきましては、小・中学校の都費教育職員と異なり、特別区人事委員会より主務教諭は設置せず、主任教諭の位置付けについては現行どおり、法で規定する教諭のうち、特に高度の知識または経験を必要とする教諭とする旨が各教育委員会にて規定されております。現行では、幼稚園の主任教諭の定義について、小・中学校の主任教諭と同等にする旨を準用規定で定めておりましたが、ご説明いたしましたとおり、小・中学校の主任教諭の定義が変更となるため、幼稚園の主任教諭につきましては、現行と同様の取扱いになるよう、小・中学校では別に定義することといたしてまいります。

改正内容の2点目につきましては、小・中学校で設置される主務教諭が、教務主任等の校務文書上の主任を担当した場合の取扱いでございます。教務主任や生活指導等の主任につきましては、学校教育法施行規則により原則置くこととしております。ただし、同規則では例外的にその校務を整理する主幹教諭を置くときや、そのほか特別な事情がある場合、これらの主任を置かないことができるものとしておりました。このたび主務教諭が設置されたことに伴い、学校教育法施行規則が改正され、主任を置かないことができる例外に、その校務を整理する主務教諭を置くときが追加をされることとなりました。

これに伴い、本規則の校務文書上の主任に係る箇所を学校教育法施行規則と同様の取扱いになるよう改正をいたします。

改正内容については以上でございます。

施行日につきましては、令和8年度4月1日から施行といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第26号につきまして、原案のとおり可決することにご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** それでは、異議なしと認め、議案第26号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第27号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** 議案第27号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

まず、資料につきまして、上から議案、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございますが、管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日における支給対象時間が拡大されたことに伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきまして、ご説明をいたします。管理職員特別勤務手当とは、管理職手当を補完する趣旨で、園長・副園長が臨時または緊急の必要等により勤務した場合に支給する手当でございます。先日の第1回区議会で、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正され、週休日等以外の日、つまり平日における支給対象時間について現状の「午前0時から午前5時まで」より、「午後10時から翌日の午前5時まで」に改正をされました。管理職員特別勤務手当は、平日と週休日に勤務した場合で、支給金額等が異なります。したがって、平日における支給対象時間拡大に伴い、勤務時間が平日と週休日をまたぐ場合の取扱いを規定する必要が生じました。このような場合について、平日に勤務した時間を週休日に勤務した時間とみなし、手当を支給するよう本規則を改正いたします。

具体的には、例えば平日の金曜日、午後10時から、引き続いて週休日の土曜日、午前5時にかけて勤務した場合、土曜日に勤務した2時間に金曜日勤務した5時間を加え、週休日に7時間勤務したとみなし、管理職員特別勤務手当を支給いたします。園長がこのような例の勤務をした場合、どちらの例でも、改正前では週休日に6時間以下の勤務をしたとして1万円の手当支給でしたが、改正後では週休日に4時間を超える勤務をしたとして1万5,000円の手当支給となります。

改正内容については以上でございます。

施行日につきましては、給与条令の改正と合わせ、令和8年4月1日から施行といたします。

以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第27号について原案のとおり可決とします。

次に、議案第28号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** 議案第28号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

資料につきまして、上から議案、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございますが、葛飾区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表をご覧ください。別表第2の最も下にある職員の区分、主任教諭を表す文言について、葛飾区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、文言整理を行ってございます。なお、別表第2は職員の区分、職層に応じて期末手当の加算割合を定めているものになりますが、制度上の変更はございません。

施行日につきましては、令和8年4月1日から施行となります。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第28号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第29号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** 議案第29号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

資料につきましては、議案、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございますが、葛飾区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。別表第3の最も下にある職員の区分、主任教諭を表す文言について、葛飾区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、文言整理を行ってございます。なお、別表第3は職員の区分、職層に応じて、勤務手当の加算割合を定めているものとなりますが、制度上の変更はございません。

施行日につきましては、令和8年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第29号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 30 号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 30 号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」のご説明をいたします。

資料につきまして、上から議案、訓令、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございます。学校職員出勤簿における生理休暇の名称を健康管理休暇に変更するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、3枚目の新旧対照表をご覧ください。教職員の出勤簿における事由や表示において都費の教職員では、令和8年度より生理休暇が健康管理休暇へ名称変更されるため、出勤簿への表示も変更いたします。また、時間講師等の非会計年度任用職員において、令和8年度から労基休暇導入に伴い、傷病欠勤が廃止されるため、本規定の同項目を削除いたします。

また、東京都では令和5年度から在宅勤務型テレワークを実施しておりますが、それに合わせて、このたび東京都立学校職員出勤記録整備規程が改正され、在宅勤務等の項目が追加となる予定です。これに伴い、本規定も東京都に合わせ、在宅勤務等の項目を追加いたします。

改正内容につきましては、以上でございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。ご審議、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 30 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 30 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 31 号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 31 号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」ご説明をいたします。

資料につきまして、上から議案、訓令、新旧対照表となっております。

「提案理由」でございますが、学校教育法の改正に伴い、教育職員に学校教育法上の主務教諭を加えるため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、3枚目の新旧対照表をご覧ください。小・中学校の都費教育職員において、現行の主任教諭を法で規定する主務教諭として取り扱うことになったことに伴い、

別表の備考、教育職員の定義に主務教諭を加えるよう文言整理を行っております。なお、この別表は校長及び副校長の決裁事案をまとめたものとなりますが、本改正に伴う運用上の変更はございません。

施行日につきましては、令和8年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第31号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第32号「葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第32号「葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」ご説明をいたします。

「提案理由」でございますが、葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するため、本案を提出するものでございます。

令和7年6月の改正給特法において、学校における働き方改革のさらなる加速化を図るため、服務を監督する教育委員会に対し、業務量の管理・健康確保措置実施計画の策定を義務付けられました。葛飾区教育委員会においても教育職員の長時間勤務を是正するため、令和8年度から11年度までの間を計画期間として、本計画を作成したところでございます。

それでは、冊子の5ページをご覧ください。本計画の目標でございます。1カ月の時間外在校等時間を45時間以下の教育職員の割合を100%に、1カ月の時間外在校等時間の平均を30時間以下、1年間の時間外在校等時間が365時間以下を100%にしております。

続きまして、6ページをご覧ください。学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直しについて掲載をさせていただいております。「学校以外が担うべき業務」、そして「教師以外が積極的に参加すべき業務」、そして「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」について記載してございます。具体的には8ページ以降に記載してございます。

本改革の実施によって働き方改革を進め、教員一人一人が健康な状態で専門性を最大限に発揮できるようよりよい学校教育を実施してまいります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。こちら何回かご報告いただいて、ぜひ先生方が働きやすくなってより業務に邁進できるようにしていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

先ほど説明いただいた5ページ、「本計画の目標」というところで、仕事に対するやりがいについて、今後の目標値を立ててそれを目指してやっていくことを示されたのかなと思います。その指標の中の「授業準備の時間が取れている」という点と、児童と向き合えているというところについては、「80%以上」の目標に向かっていくということで、ぜひこちらに近づけるといいなと思っております。

また、そうじゃないと感じる先生に対して、どういったところが阻害になっているのか、こちらもぜひ今後この指標の検証をする際にはヒアリングいただいて、そこに対する対策を打るといいかなと思っております。

やはり子どもに向き合いたいのだけでも、一部の保護者の対応などに時間を取られて、子どもたち全体が見えなくなり、やりづらさを感じているという先生方の話も何件か聞いています。こういった区の全体のアンケートを通じて、適切な対応ができるといいかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○教育長 貴重なご意見、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 前回もお話しさせていただきましたけれども、働き方改革も最終段階に入ってきて、このような実施計画を各学校に実施してもらおうということで、この計画をよく短い期間でまとめられました。事務局はもちろん、それからPTA代表や学校関係者など皆さんに感謝したいと思います。

読んでみましたがけれども、非常にわかりやすい。ぜひ、前回もお話ししましたがけれども、各教員の教諭まで浸透するような周知を学校長にお願いしたいと思いますので、働きかけてください。お願いたします。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 しっかり校長会を通して、また校長や管理職から教諭まで浸透できるように努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第32号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第32号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等を終了いたします。

続いて、報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等の1「令和8年度葛飾区各会計予算の審査について（第4分科会）」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「令和8年度葛飾区各会計予算の審査について（第4分科会）」につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。分科会の所管事項及び審査日につきましては、1及び2に記載のとおりでございます。次に、3の「各会派等の意見」につきましては、2ページから5ページにまとめてございます。教育費に関する内容についてご説明申し上げます。

初めに、2ページの自由民主党議員団でございます。フリースクールについては、生徒と保護者に寄り添った支援。学力向上の取組におけるスタディサプリの活用。防災では、教育の日の活用や危機管理課との連携。学校給食における有機米の取組の拡大。双葉中学校の教育環境整備の推進。図書館運営における事業者への評価。水元公園スケートボード広場整備における利用者マナーの定着、将来性のある施設にといった要望等がございました。

次に、その下、葛飾区議会公明党でございます。いじめ対策では、「かつしかいじめほっとライン」やメール相談のさらなる充実。授業力向上プロジェクトでは、教員へのサポートによる教員の資質・能力の向上。不登校対策における、不登校対応巡回教員による丁寧な寄り添い。チャレンジクラスでは、柔軟な発想による学校行事の開催。そのほか、小・中学生への防災教育の拡充。学校給食においては、調理室の計画的な設備の改善。はたちのつどいでの行政サービスに関する資料の提供。体育施設の利用頻度に応じたポイント還元。河川敷グラウンド使用に際しての猛暑時における施設利用制限の周知・啓発等の要望がございました。

次に、かつしか区民連合でございます。地域活用される旧校舎の震災対策としての非構造部材等の点検・改修。修学旅行費等の無償化事業やプール建設、学校改築のための持続可能な財源構成。学校閉鎖時における学童運営事業者との体制整備と開所・閉所の判断基準の指導。学童職員への危機管理研修。就学前教育アドバイザーの知見の、区全体の幼児教育の質向上に向けた取組。登下校メールなどの仕組みの整理・検討。給食調理の環境改善や施設整備などに対する積極的に予算措置等の要望がございました。

次に、日本共産党葛飾区議会議員団でございます。学校用務員の業務委託や学校外プール建設計画への対応。不登校児童に対する給食費相当額の支給。就学援助認定基準の倍率の引き上げ。学童保育クラブの待機児童解消。小菅西公園スケートボード広場の区直営での運営及び利用料金の無料化等の要望がございました。

次に、かつしか立憲でございます。フリースクールについての子育て支援部との情報共有の

ほか、校則を見直した学校の事例の共有。学習センター運営におけます研究校の成果の共有。川端小の停電発生を受けたケーブルの早期交換。本田小学校に係る地域との課題共有。図書館運営の窓口等業務委託に向けた準備。博物館での学芸員の確保。障害者スポーツ事業の周知の要望等がございました。

次に、みらい葛飾（生活者ネット・無所属）でございます。不登校の子どもたちの権利保障のほか、フリースクール関係では出席扱いとする基準と利用者負担軽減助成のオンライン申請。フリースクール情報の公開。そのほかサポートルームへの支援員の配置。双葉中学校のチャレンジクラスの評価。就学援助の申請での工夫。香害の周知。学校給食における有機農産物の利用拡大の要望等がございました。

次に、無所属の1人目でございます。放課後や夏季休業期間の学習センターの開放。学用品の学校備品化についてのご意見のほか、教員の働き方改革に資する人材の育成。不登校対策プロジェクトにおける児童・生徒に合わせた支援プログラムの強化。奨学資金貸付経費について、借入枠の増額や、借入れ条件の緩和の要望等がございました。

続きまして、無所属の2人目でございます。北朝鮮拉致事件を題材としたアニメ「めぐみ」を活用した人権教育の実施についてのご意見のほか、ハラスメント相談に対する速やかな対応。外国人の不就学児童・生徒の増加への対策としての職員の訪問。地域の治安対策につながる策としての外国人児童・生徒への教育機会の提供の要望等がございました。

無所属の3人目でございます。校庭・男女共用トイレの改善。フリースクールへの支援。小中一貫校の検証と説明。外国人児童生徒・保護者増加への対応。学力向上に向けた基礎を高める取組みの推進。教育施策のバランスと優先順位の整理。高砂火の見櫓等の文化財保存についての要望等がございました。

最後、5ページ、無所属の4人目でございます。発達障害支援のペアレントトレーニングについての通常級への拡大。双葉中学校でのチャレンジクラスにおける柔軟な対応。給食調理室の整備、環境改善。学校及び私立学童の危機管理について、教育委員会の取組みの整備と強化。子どもたちのSNS利用環境の実態把握。いじめほっとラインの時間帯、相談方法の検討についての要望等がございました。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

続いて、報告事項等の2「令和8・9年度葛飾区青少年委員の委嘱について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、報告事項等の2「令和8・9年度葛飾区青少年委員の委嘱について」をご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。青少年委員は、青少年の余暇指導に関することや官公署、学校及び青少年関係団体相互の連絡に関することなどを職務とし、青少年教育の振興のために委嘱するものでございます。

3「任期」でございますが、令和8年4月1日からの2年間でございます。

4「委員」の数につきましては、小学校選出48名、中学校選出24名の計72人となっております。

5「選考経過」でございますが、学校長を事務局長とする地区推薦会が各小・中学校区域ごとに設置され、各地区推薦会からのご報告に基づき、青少年委員候補者全員を決定したものでございます。

3ページの別紙をご覧ください。青少年委員の一覧でございます。新任委員につきましては、小学校選出区が18人、中学校選出区が2人の計20人となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

続きまして、報告事項等の3「学校運営協議会委員の委嘱について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、報告事項等3「学校運営協議会委員の委嘱について」のご報告をいたします。

先の教育委員会で学校運営協議会規則が制定されましたので、規則第8条、これは組織の構成の条文でございますが、それに基づき委嘱するものでございます。

2「職務」としましては、学校運営方針の承認や運営について教育委員会あるいは校長に意見を述べることなど、記載の4項目となっております。

3「選考方法」につきましては、規則第8条4項に規定している分類から、学校長が推薦することとしてございます。

別紙をご覧ください。中段にアからオまでの分類がありまして、オ以外につきましては、1名以上推薦する必要がございます。松上小学校、新小岩中学校の推薦は一覧のとおりでございます。

1ページ目にお戻りください。5「任期」につきましては、令和8年4月1日からの2年間となります。

6「委員」につきましては、先ほどご覧になった一覧に記載の17名でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○**田中委員** ご報告ありがとうございます。いよいよ葛飾区でもコミュニティスクールが始まるというところで、これまでのご準備等、本当にお疲れさまでした。これからが本番だというところで、早速、松上小学校と新小岩中学校でのこちらの体制が決まったというところで報告ありがとうございます。

これから区内で広がっていくわけですがけれども、コミュニティスクールがうまく行って、葛飾区らしい地域に寄り添った学校づくりがされていくといいなと望んでおります。その中でも、委員さんの一覧で言うと、ウの地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員の方ですか、こちらが学校と地域をつないでいただいて、お互いにより活動ができるといいかなと思っておりますので、私としてもぜひ協力していきたいと思っておりますし、協議会の活動、いろいろな試行錯誤があると思っておりますので、情報を吸い上げていただいて、課題等があれば、共有いただいて対策を打つ。いいところがあれば、今後、広げていくように周知をしていくところをぜひ取り組んでいければと思っております。私も協力したいので、また引き続きよろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

続いて、報告事項等の4「第12回かつしかふれあいRUNフェスタ2026の実施結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは、報告事項等4「第12回かつしかふれあいRUNフェスタ2026の実施結果について」説明いたします。

1から3の「実施日時」「会場」「天候等」ですが、記載のとおり令和8年3月8日日曜日、開会式は午前8時半から、各競技は午前9時から午後2時15分まで、堀切水辺公園で快晴の下、開催いたしました。

4「出走者数及び完走者数等」は、記載のとおりですが、前回大会と比較して2,000人以上多くの方に出走いただきました。詳細、内訳は別紙のとおりでございます。

5「救護・迷子」です。救護が24件、内訳としては転倒によるすり傷や足のみめ、疲労や脱水による渇水などがほとんどで、当日の救護所の対処で対応が済んでおります。

次に、迷子は6件。会場アナウンスとスタッフさんの情報共有により、全員無事に保護者へ引き渡すことができております。

6「その他」として、今大会では、エントリー締切り後にも大会直前まで申込みができるレイトエントリーを実施したほか、海外在住者向けのエントリーサイト「ランジャパン」の導入

により、外国人約 140 人のエントリーがございました。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 当日、私も行かせていただきましたけれども、ちょっと風が強かったのですが、本当にたくさんの方にご来場いただいてよかったなと思っています。また、地域の方や各青少年委員さん、スポーツ推進委員さんをはじめ、たくさんの方にボランティアで関わっていただいたので、本当にありがたいなと思っています。また機会がありましたら、こちらからもお礼を申し上げていただきたいなと思います。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 4 を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか、委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、令和 8 年教育委員会第 4 回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 1 1 時 5 3 分